

任意継続被保険者の標準報酬月額について

法第47条第1項第2号に規定する任意継続被保険者の
標準報酬月額の上限ならびに平均標準報酬月額を下記の
下記の通り公告します。

下記に基づき算定した
標準報酬月額（上限） 380,000 円

平成29年9月30日現在
全被保険者の平均標準報酬月額 392,791 円

適用年月日 平成30年4月1日
(平成30年4月分保険料から)